

令和 7 年度
矢作川第二地区 乙川頭首工管理橋 PCB 含有塗膜除去工事

特 別 仕 様 書

東海農政局
木曾川水系土地改良調査管理事務所

項目	内容	備考										
第1章 総則	<p>令和7年度矢作川第二地区 乙川頭首工管理橋 PCB 含有塗膜除去工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書（以下「共通仕様書（施）」といふ。）及び「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」といふ。）に基づいて実施する。</p> <p>同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>											
第2章 工事内容												
1. 目的	本工事は、乙川頭首工において、低濃度PCBが確認されたことから、対象塗膜の除去及び塗替え塗装を行うものである。											
2. 工事場所	愛知県岡崎市六名町南下地内、八帖南町琉球島地内											
3. 工事概要	<p>本工事は、乙川頭首工管理橋において、低濃度PCBが確認されたことから、塗膜除去・塗替塗装等を行う工事で、その概要は以下のとおりである。</p> <table> <tr> <td>(1) 乙川頭首工管理橋</td><td></td></tr> <tr> <td>①塗膜除去工</td><td>330 m²</td></tr> <tr> <td>②塗替塗装工</td><td>330 m²</td></tr> <tr> <td>③仮設工（吊り足場工、剥離剤養生シート工、環境対策機材、安全衛生保護具）</td><td>一式</td></tr> <tr> <td>④産業廃棄物処理工</td><td>一式</td></tr> </table>	(1) 乙川頭首工管理橋		①塗膜除去工	330 m ²	②塗替塗装工	330 m ²	③仮設工（吊り足場工、剥離剤養生シート工、環境対策機材、安全衛生保護具）	一式	④産業廃棄物処理工	一式	
(1) 乙川頭首工管理橋												
①塗膜除去工	330 m ²											
②塗替塗装工	330 m ²											
③仮設工（吊り足場工、剥離剤養生シート工、環境対策機材、安全衛生保護具）	一式											
④産業廃棄物処理工	一式											
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。											
第3章 施工条件												
1. 工事期間中の休業日	<p>工事期間中の休業日は、雨天・休日等（非稼働日）を月当たり標準14日見込んでいる。</p> <p>なお、休業日は土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。</p>											
2. 工程制限	(1) 乙川頭首工 河川内工事の着手は、河川法協議の同意予定である11月1日からを予定している。											
3. 作業時間の制限	作業時間は、細川管理所の開庁時間（午前8時45分から午後5時30分）とする。なお、冬期間の気象条件等によりやむをえず施工が必要となつた場合は、監督職員と協議するものとする。											
4. 施工しない日	<p>原則、土曜日及び日曜日、大型連休、年末年始休暇。</p> <p>ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。</p> <p>なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない日においてやむをえず施工が必要となつた場合は、監督職員と協議するものとする。</p>											
5. その他	<p>(1) 本工事は、河川内工事であるため、関係法令及び河川管理者との協議による条件を遵守しなければならない。なお、河川管理者との協議は、発注者にて行う。</p> <p>(2) 河川内区域工事は、洪水流量を超える恐れがある場合は、作業を終了させなければならない。なお、作業再開時は、事前に細川管理所及び監督職員へ連絡しなければならない。</p>											

項目	内容	備考						
第4章 現場条件								
1. 関連工事等	<p>受注者は、次に示す隣接工事又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連工事</th><th>期間</th><th>調整項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年度矢作川利水総合管理事業矢作南部地区水門設備保守点検整備業務（受注者：鍛冶賢工業（株））</td><td>乙川頭首工 令和7年10月6日～令和7年10月31日</td><td>工程調整</td></tr> </tbody> </table>	関連工事	期間	調整項目	令和7年度矢作川利水総合管理事業矢作南部地区水門設備保守点検整備業務（受注者：鍛冶賢工業（株））	乙川頭首工 令和7年10月6日～令和7年10月31日	工程調整	
関連工事	期間	調整項目						
令和7年度矢作川利水総合管理事業矢作南部地区水門設備保守点検整備業務（受注者：鍛冶賢工業（株））	乙川頭首工 令和7年10月6日～令和7年10月31日	工程調整						
2. 搬入路	<p>(1) 乙川頭首工 現場への搬入路は大型車（ラフテーレンクレーン 25t、4t トラック）の進入できるものとする。なお、設備の搬入に当たっては交通安全に十分留意すること。</p>							
3. 工事区域の保全	<p>本工事区域には、農林水産省所管の土地改良財産があるので、施工に当たっては施設に損傷を与えないよう十分配慮しなければならない。 なお、施設に損傷を与えた場合は、速やかに監督職員に報告し、指示を受けるとともに、受注者の負担において補修しなければならない。</p>							
4. 第三者に対する措置								
(1) 騒音・振動対策	<p>(1) 騒音、振動等の対策については十分配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 (2) 住民からの苦情等があった場合は、内容をよく聞き取り、監督職員と協議するものとする。</p>							
(2) 保安対策	<p>(1) 工事予告看板の設置 本工事の施工にあたっては、関係機関との協議の結果、工事予定期周辺に工事予告看板の設置を行うものとする。設置場所の詳細については、監督職員の指示によるものとする。 なお、工事予告看板を設置した場合は、速やかに監督職員に報告するものとする。</p> <p>(2) 交通誘導警備員の配置 本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。</p>							
(3) 水質汚濁対策	<p>(1) 塗膜除去作業の実施にあたり、油・塗装等が河川へ流出することが無いように十分注意して施工を行うこと。 (2) 防油対策等が必要な場合は、施工計画等を提出し監督職員と協議するものとする。</p>							
(4) 防塵対策	<p>(1) 塗膜除去等の実施にあたり、ケレン材、劣化塗膜片及び塗装等の飛散防止対策を講じるものとする。 (2) 各種機材等搬入出時の車両の走行による砂塵等で周辺民家、施設等に害を及ぼさないように努めるものとする。</p>							
(5) その他	<p>既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理すると。</p>							
5. 頭首工管理水位	<p>(1) 乙川頭首工 本頭首工のゲート引き上げた条件で施工を行う。施工にあたっては、事前に関係機関及び施設管理者（愛知県西三河農林水産事務所細川管理所）と打合せを行うものとする。</p>							

項目	内容	備考
6. 管理者等との調整	本工事の施工にあたり、施工計画、施工方法及び出水時の対応等について、施設管理者（愛知県西三河農林水産事務所細川管理所）、監督職員を含め十分に調整を行い施工するものとする。	
第5章 提出図書等		
1. 承諾図書	共通仕様書(施)第1章 1-1-6 に示す実施仕様書・計算書及び詳細図は、監督職員が指定する期日までに提出するものとする。 また、承諾・不承諾は提出があった日から 14 日以内に文書で通知するものとする。	
2. 施工図	受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し又は回復等の処置を講ずるものとする。	
第6章 指定仮設		
1. 吊り足場	(1) 吊り足場は、H.W.L. 18.31m 以上の高さに設置するものとする。 (2) 吊り足場上には、安全対策として、剥離剤養生シート（防炎）を設けるものとする。	
2. 環境対策機材・安全衛生保護具	本工事の塗膜には低濃度 PCB 含有廃棄物が混入しているため、塗膜除去時には特定化学物質障害予防規制に基づいた必要な設備の設置及び防護衣・保護具等の着用を行うものとし、その数量については、仮設費として計上している。 なお、環境対策機材の配置計画に当たっては、事前に監督職員に確認を得るものとする。	
第7章 仮設		
1. 工事用電力	本工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。	
2. 任意仮設	指定仮設以外に必要な仮設設備は、受注者の責任と負担において設置するものとする。	
第8章 貸与する資料等		
1. 貸与する資料	本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。 (1) 資料名 国営造成施設 P C B 含有塗膜除去積算資料作成業務 国営造成施設 P C B 含有塗膜除去河川協議資料 取りまとめ等業務 (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで (3) 返納場所 木曽川水系土地改良調査管理事務所 (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。	
第9章 施工		
1. 検測又は確認 (施工段階確認)	(1) 本工事の施工段階において、下表に示すとおり、立会いによる検測又は確認を受けるものとする。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。なお、施工段階確認の具体的な実施方法については、施工計画書に記載するものとする。 (2) 施工段階確認を受けようとするときは、監督職員に立会願いを提出する。また、確認後は施工段階確認簿をその都度作成し、速やか	

項目	内容				備考																														
	<p>に監督職員へ提出する。</p> <p>(3) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるの で、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 施工段階確認結果において、管理基準値及び規格値から外れたも のが確認された場合、受注者は以下の対応を行わなければならな い。</p> <p>なお、詳細については、監督職員の指示によるものとする。</p> <p>① 管理基準値から外れた場合、施工方法の改善策を監督職員に報 告しなければならない。</p> <p>② 規格値から外れた場合、手直し工事を行うとともに、施工方法 の改善策を監督職員に報告しなければならない。</p> <p>なお、手直し箇所については、再度施工段階確認を受ける ものとする。</p>																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>確認内容</th><th>確認時期 ・頻度</th><th>遠隔確認 対象</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境対策設備工</td><td>環境対策設備</td><td>設置完了時</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>素地調整</td><td>除鏽度</td><td>素地調整完了時</td><td>-</td><td></td></tr> <tr> <td>塗装</td><td>外観、膜厚</td><td>各層塗装完了時</td><td>-</td><td></td></tr> <tr> <td>仮締切工</td><td>扉体の全高</td><td>設置完了時</td><td>-</td><td></td></tr> <tr> <td>吊足場工</td><td>環境対策設備</td><td>設置完了時</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>					工種	確認内容	確認時期 ・頻度	遠隔確認 対象	備考	環境対策設備工	環境対策設備	設置完了時			素地調整	除鏽度	素地調整完了時	-		塗装	外観、膜厚	各層塗装完了時	-		仮締切工	扉体の全高	設置完了時	-		吊足場工	環境対策設備	設置完了時		
工種	確認内容	確認時期 ・頻度	遠隔確認 対象	備考																															
環境対策設備工	環境対策設備	設置完了時																																	
素地調整	除鏽度	素地調整完了時	-																																
塗装	外観、膜厚	各層塗装完了時	-																																
仮締切工	扉体の全高	設置完了時	-																																
吊足場工	環境対策設備	設置完了時																																	
2. 見本又は資料の提出	<p>次に示す材料は、使用前に次の資料を監督職員へ提出するものとす る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料名</th><th>提出物</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塗膜剥離剤</td><td>試験成績書</td></tr> <tr> <td>塗料</td><td>試験成績書</td></tr> </tbody> </table>					材料名	提出物	塗膜剥離剤	試験成績書	塗料	試験成績書																								
材料名	提出物																																		
塗膜剥離剤	試験成績書																																		
塗料	試験成績書																																		
第10章 塗装	<p>塗装作業は標準塗装仕様により施工するものとし、施工中に、塗膜の 損傷が生じた場合は正規の塗装と同等以上の補修を行い仕上げるもの とする。</p>																																		
1. 一般事項																																			
2. 施工方法	<p>(1) 剥離剤は、水性（水系）塗膜剥離剤とし塗布量「0.5kg/m²」の 1回塗布を想定しているが、部位ごとに剥離試験を行い、監督職員 と協議の上、剥離剤規格、塗布量及び養生時間を決定するものとす る。</p> <p>(2) 塗装作業は、仮設備で負圧にした状態で作業を行うものとする。</p> <p>(3) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施し、各 種の塗り重ねは塗装系に応じた塗装間隔を守り、各層毎に色分けを 行い施工するものとする。</p> <p>なお、素地調整については、2種ケレン以上で行うものとし、剥 離作業後に塗膜が必要な調整に満たない場合は別途ケレンを追加 することとする。</p> <p>(4) 削り落とされた低濃度PCBを含む塗膜片等は収集して適切に処分 するものとする。</p>																																		
3. 塗替塗装仕様	<p>塗装仕様は次のとおりとする。</p> <p>(1) 乙川頭首工（管理橋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工場所</th><th>工程</th><th>塗料等</th><th>標準膜厚(μm)</th><th>備考</th></tr> </thead> </table>					施工場所	工程	塗料等	標準膜厚(μm)	備考																									
施工場所	工程	塗料等	標準膜厚(μm)	備考																															

項目	内容					備考										
現場	素地調整	2種	—	はけ・ローラー												
	下塗り(1)	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗(大気部用)	80													
	下塗り(2)	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗(大気部用)	80													
	中塗り	弱溶剤ポリウレタン樹脂塗料用中塗	40													
	上塗り※	弱溶剤ポリウレタン樹脂塗料用上塗	30													
※上塗色は、現況と同色とし、事前に監督職員に確認を得た上で決定すること。																
4. 安全対策	塗装作業において、作業者の有機溶剤中毒、混合ガスによる爆発等の事故が起きないように必要な処置を講ずるとともに、安全管理には十分努めなければならない。															
5. 建設資材等の搬出	<p>建設資材廃棄物等の搬出</p> <p>本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設資材 廃棄物</th> <th>処理 施設名</th> <th>住 所</th> <th>受入 時間</th> <th>事業 区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低濃度ポリ 塩化ビフェ ニル廃棄物</td> <td>(株)富士クリ ーン</td> <td>香川県綾歌郡綾川町 西分字山ノ上乙 754-1</td> <td>8:30～ 16:00</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						建設資材 廃棄物	処理 施設名	住 所	受入 時間	事業 区分	低濃度ポリ 塩化ビフェ ニル廃棄物	(株)富士クリ ーン	香川県綾歌郡綾川町 西分字山ノ上乙 754-1	8:30～ 16:00	—
建設資材 廃棄物	処理 施設名	住 所	受入 時間	事業 区分												
低濃度ポリ 塩化ビフェ ニル廃棄物	(株)富士クリ ーン	香川県綾歌郡綾川町 西分字山ノ上乙 754-1	8:30～ 16:00	—												
第11章 施工管理等																
1. 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は入札公告による。															
2. 主任技術者等の専任期間	<p>(1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。</p> <p>(2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。</p> <p>(3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。</p>															
3. 施工管理	<p>施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。</p> <p>なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。</p>															
4. 余裕工期制度の試行について	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）を任意に設定することができる。なお、受注者は、															

項目	内容	備考
	<p>契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期を発注者に通知しなければならない。</p> <p>余裕期間内は、主任技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。</p> <p>工 期：工事の始期から133日間 (ただし、令和7年9月30日（工事着手期限日）までに工事を開始すること。)</p> <p>※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。</p> <p>なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限日から133日間で工事を完了させること。</p>	
5. CORINS の登録	技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、契約変更)工期をもって登録することとし、余裕期間は含まないことに留意する。	
6. 工事写真における黒板情報の電子化	<p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。</p> <p>(1) 使用する機器・ソフトウェア</p> <p>受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による施工管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。</p> <p>(2) 機器等の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 ② 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 <p>(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 ② 本工事の工事写真の取扱いは、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章撮影記録による施工管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す写真編集」には該当しないものとする。 ③ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写しこんだ写真を撮影する必要はない。 	

項目	内容	備考
第 12 章 条件変更の補足説明	<p>本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 河川の流況（洪水の発生） (2) 第三者との協議結果に伴って変更が生じた場合 (3) 設計諸元等条件変更に係るもの (4) 関連工事との調整に係るもの (5) 不可抗力によるもの (6) 法・基準の改正に係るもの (7) その他本仕様書に定めないもの 	
第 13 章 その他		
1. 電子納品	<p>工事完成図書を、共通仕様書（施）第 1 章 1-1-27 及び 1-1-29 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>工事完成図書の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R） 正副 2 部</p>	
2 配置予定監理技術者等の専任期間	<ul style="list-style-type: none"> (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。 (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。 (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。 	
3. 契約後 VE 提案	<p>(1) 定義</p> <p>「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。</p> <p>(2) VE 提案の意義及び範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ① VE 提案の範囲は、設計図書に定めている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 ② ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 イ 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案 ウ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案 <p>(3) VE 提案書の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 受注者は、(2) の VE 提案を行う場合は、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式 1～様式 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ア 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由 イ VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条 	

項 目	内 容	備 考
	<p>件等を含む。)</p> <p>ウ VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠</p> <p>エ 発注者が別途発注する関連工事との関係</p> <p>オ 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取扱に関する事項</p> <p>カ その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項</p> <p>② 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。</p> <p>③ 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。</p> <p>④ VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。</p> <p>(4) VE 提案の適否等</p> <p>① 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式－6）の様式5）により通知するものとする。 ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。</p> <p>② また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。</p> <p>③ VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。</p> <p>④ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。</p> <p>⑤ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。</p> <p>⑥ 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。</p> <p>⑦ VE 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。</p> <p>⑧ 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記6）の VE 管理費については、変更しないものとする。 ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。</p> <p>(5) VE 提案書の使用</p> <p>発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。</p> <p>(6) 責任の所在</p> <p>発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合にお</p>	

項目	内容	備考
4. 工事の施工効率向上対策	<p>いても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。</p> <p>受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農林水産省 WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。</p> <p>(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議） 工事契約後に、円滑な工事着手が図られるよう、事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>(2) 工事円滑化会議（工程確認会議） 工事着手時、新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部、事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>(3) 設計変更確認会議 工事完成前に設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部、事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が工期、設計変更内容等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>(4) 建設コンサルタントの出席 上記（1）、（2）及び（3）の会議に必要に応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。 なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。</p> <p>(5) 工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-42））に記録し、相互に確認するものとする。</p>	
5. 現場環境の改善の試行	<p>本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な経費を計上する試行工事である。</p> <p>(1) 内容 受注者は、現場に以下の①～⑪の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、⑫～⑯については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 洋式（洋風）便器 ② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） ③ 臭い逆流防止機能 ④ 容易に開かない施錠機能 ⑤ 照明設備 	

項目	内容	備考
	<p>⑥ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）</p> <p>【付属品として備えるもの】</p> <p>⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示</p> <p>⑧ 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫</p> <p>⑨ サニタリーボックス</p> <p>⑩ 鍵と手洗器</p> <p>⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品</p> <p>【推奨する仕様、付属品】</p> <p>⑫ 便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない）</p> <p>⑬ 擾音装置（機能を含む）</p> <p>⑭ 着替え台</p> <p>⑮ 臭気対策機能の多重化</p> <p>⑯ 室内温度の調整が可能な設備</p> <p>⑰ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）</p> <p>(2) 快適トイレに要する費用 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、上記①の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。 【快適トイレに求める機能】①～⑥及び【付属品として備えるもの】⑦～⑯の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）までとする。</p> <p>(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。</p>	
6. 週休2日による施工	<p>(1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上の現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</p> <p>② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通</p>	

項目	内容	備考															
7. 週休二日制の促進	<p>して現場作業が行われない状態をいう。</p> <p>ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。</p> <p>③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 <p>(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。</p> <p>(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正する</p> <p>①補正係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>週単位の週休2日</th> <th>月単位の週休2日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場閉所率</td> <td>1週間に2日以上</td> <td>28.5%（8日/28日）以上</td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td>1.02</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費（率分）</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>現場管理費（率分）</td> <td>1.09</td> <td>1.05</td> </tr> </tbody> </table> <p>②補正方法</p> <p>当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。</p> <p>なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。</p> <p>また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。</p> <p>本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」）の発行を行う工事である。</p>		週単位の週休2日	月単位の週休2日	現場閉所率	1週間に2日以上	28.5%（8日/28日）以上	労務費	1.02	1.02	共通仮設費（率分）	1.05	1.04	現場管理費（率分）	1.09	1.05	
	週単位の週休2日	月単位の週休2日															
現場閉所率	1週間に2日以上	28.5%（8日/28日）以上															
労務費	1.02	1.02															
共通仮設費（率分）	1.05	1.04															
現場管理費（率分）	1.09	1.05															

項目	内容	備考
8. 熱中症対策に資する現場管理費の補正	<p>(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。</p> <p>(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>1) 真夏日 日最高気温が30°C以上日の日をいう。</p> <p>2) 工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、工事全体を一時中断している期間は含まない。</p> <p>3) 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。 $\text{真夏日率} = \frac{\text{工期間中の真夏日}}{\text{工期}} \times 100\%$</p> <p>(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。</p> <p>(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。 なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25°C以上となる日を真夏日と見なす。 ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。</p> <p>(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。</p> <p>(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正值を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。 $\text{補正值} (\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \times 100\%$ ※ 補正係数 : 1.2</p>	
第14章 定めなき事項	<p>(1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても、構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。</p> <p>(2) この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>	

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官
木曽川水系土地改良調査管理事務所長
植田 康成 様

住 所
商号又は名称
氏 名

次のとおり工期を定めたので、通知します。

工 事 名	矢作川第二地区 乙川頭首工管理橋 PCB 含有塗膜除去工事
工 事 場 所	愛知県岡崎市六名町南下地内、八帖南町琉球島地内
契約予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
工 事 の 始 期	令和〇〇年〇〇月〇〇日
工 期	工事の始期から令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇〇日間）

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には、本通知書により通知した工期（工事始期及び終期）を記載する。

令和7年度

木曽川水系（調査）
矢作川第二地区 乙川頭首工管理橋PCB含有塗膜除去工事

工 事 数 量 表
【当初】

東海農政局
木曽川水系土地改良調査管理事務所

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
直接工事費				
1. 産業廃棄物処理工				
(1) 産業廃棄物処理工				
産業廃棄物処分費(施設機械)		式	1.0	
産業廃棄物処理税相当額	塗膜くず汚染物質	kg	525.000	
収集運搬費	管理橋	式	1.000	
ドラム缶		本	3.000	
産業廃棄物処理経費		式	1.000	
2. 乙川頭首工				
(1) 塗膜除去工				
管理橋		式	1.000	
水洗い	管理橋	式	1.000	
塗膜材及び塗装カス運搬工	管理橋	式	1.000	
(2) 塗替塗装工				
管理橋		式	1.000	
(3) 仮設工				
吊り足場工	管理橋	式	1.000	
吊り足場	タイプ A1	式	1.000	
吊り足場養生工	床面シート張防護	式	1.000	
足場工	あり, 単管, なし	掛m ²	24.000	
剥離剤養生シート工	管理橋	式	1.000	
養生シート(全損)	PA厚み0.15mm以上(中斷足場養生無し), ,	m ²	590.000	
養生シート(全損)	PA厚み0.08mm以上(中斷足場養生無し), ,	m ²	990.000	
環境対策資機材費		式	1.000	
小型負圧集塵機	12m ³ /PCB(サポート料含む)	供用月	14.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
小型負圧集塵機（環境商品システム料）	12m3/PCB,,	台	7.000	
負圧集塵機HEPAフィルター	12m3/PCB,,	枚	7.000	
負圧集塵機プレフィルター	12m3/PCB,,	日経費	154.000	
負圧集塵機活性炭フィルター	12m3/PCB,,	枚	7.000	
スパイラルダクト	300mm/100m,,	式	1.000	
ダクトバンド	Φ 300~100mm,,	本	10.000	
発動発電機[D駆動・～超低・排対型(～3次)]	定格容量15kva	日	22.000	
エアーシャワー100ボックス無	LEA (サポート料含む)	供用月	2.000	
エアーシャワー100ボックス無(環境商品システム料)	LEA,,	台	1.000	
エアーシャワープレフィルター		枚	3.000	
エアーシャワーHPEAフィルタ		枚	1.000	
バキュームクリーナー	環境用FESLET (サポート料含む)	供用月	2.000	
バキュームクリーナー(環境商品システム料)	環境用FES/LEA,,	台	1.000	
バキュームクリーナーフィルターバック		枚	3.000	
バキュームクリーナー 活性炭フィルター		枚	1.000	
バキュームクリーナー HEPAフィルター		枚	1.000	
セキュリティーブース	帯電シート式/LEA	供用月	2.000	
セキュリティーブース(環境商品システム料)	帯電シート式/LEA,,	台	1.000	
セキュリティーブース用帯電シート		式	2.000	
安全衛生保護具		式	1.000	